

**合志市人材(財)バンク設置要綱(平成23年12月14日訓令第21号)**

最終改正:平成30年3月30日訓令第8号

改正内容:平成30年3月30日訓令第8号[平成30年4月1日]

○合志市人材(財)バンク設置要綱

平成23年12月14日訓令第21号

**改正**

平成24年12月4日訓令第12号

平成30年3月30日訓令第8号

合志市人材(財)バンク設置要綱

(趣旨)

**第1条** 幅広い分野における様々な能力をもった人材を発掘し、自らの技能で地域に貢献したいと思っている人と学びたいと思っている人の橋渡しを行うとともに、市政への参画を図るため、合志市人材(財)バンク(以下「人材バンク」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

**第2条** 人材バンクの事業は次のとおりとする。

- (1) 人材の登録、変更及び取消しに関すること。
- (2) 人材情報の管理及び提供に関すること。
- (3) 人材の発掘に関すること。
- (4) その他人材バンクについて必要なこと。

(登録の対象者)

**第3条** 人材バンクに登録する人(以下「登録者」という。)は、次の各号のいずれかを満たす人とする。

- (1) 市政に参画し、市の発展に貢献したいと思っている人
- (2) 専門的知識や技能を有し、地域に貢献したいと思っている人

(登録)

**第4条** 人材バンクに登録を希望する人は、登録申込書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。ただし、前条第1号に該当する人は、その意思を示した他の様式をもって代えることができる。

2 市長は、前項に規定する申込書の提出があった場合は、内容を確認の上、人材バンクに登録するものとする。ただし、第7条各号に該当すると認められるときは、この限りでない。

(登録の有効期間)

**第5条** 人材バンクの登録の有効期間は、登録を決定した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

2 前項の登録は、登録者の承諾を得た場合は、更新することができる。

(人材バンクの公表)

**第6条** 第3条2号に該当する登録者の氏名や団体名、活動内容等は原則として公表するものとする。

(登録の取消し等)

**第7条** 市長は、登録者又は人材バンクを利用し学習の機会を得ようとする人(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消し、又は利用者への紹介をしないことができる。

- (1) 登録者から申出があったとき。
- (2) 特定の政党若しくは宗教を支持し、又はこれに反対するための政治活動若しくは宗教活動のために人材バンクを活用すると認められるとき。
- (3) 専ら営利を目的として人材バンクを活用すると認められるとき。
- (4) その他第1条の趣旨に反して人材バンクを活用すると認められるとき。

(登録の変更)

**第8条** 登録者は、登録内容に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出るものとする。

(市政参画のための活用)

**第9条** 市長は、市政への参画を依頼するときは、登録者の中から任用するよう努めるものとする。

(指導者としての活用)

**第10条** 利用者は、利用申込書(様式第2号)によって登録者の中から希望する者について市長に申し込むものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、当該登録者に確認の上、当該利用者を紹介するものとする。

3 利用者は、利用報告書(様式第3号)によって利用した結果を市長に報告するものとする。

(指導者への依頼及び謝礼等)

**第11条** 人材バンクの利用に伴う連絡や打合せ及び交渉等については、利用者が自主的に行うこととする。また、謝礼等については利用者と登録者で協議し定めるものとする。

(報告)

**第12条** 市長は、必要に応じ、登録者に対して活動に関する報告を求めることができる。

(事故等)

**第13条** 人材バンクの活動に関し発生した事項等に関しては、各自の責任とし、市長は一切の責任を負わないものとする。

(事務局)

**第14条** 人材バンクに関する事務局は、総務部企画課に置く。

(その他)

**第15条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年12月4日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成30年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

## 様式第1号 (第4条関係)

(あて先)

年 月 日

合志市長

氏名 \_\_\_\_\_ 印

## 合志市人材(財)バンク登録申込書

以下のとおり合志市人材(財)バンクに登録したいので、合志市人材(財)バンク設置要綱第4条の規定により登録を申し込みます。なお、この申込書に記載した内容については、市の広報紙やホームページ等に掲載することを承諾します。

登録内容	<input type="checkbox"/> 指導者としての登録	<input type="checkbox"/> 市政参画の登録
ふりがな 氏名又は団体名		個人 ・ 団体 (いずれかに○)
		規約等   別添のとおり
住 所		
性 別	男性 ・ 女性	
生年月日	大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日生 ( 歳)	

市からの連絡用に使用しますのでご記入をお願いします。

連絡者氏名 (団体の場合)		
連絡者住所 (団体の場合)		
電 話	—	
携 帯	—	
メールアドレス	パソコン	@
	携帯電話	@
備考・特記事項		

※記入不要

受付日	登録日	受付者	登録番号
年 月 日	年 月 日		

登録番号		(裏面)
ふりがな 氏名・団体名		
性別	男性	・ 女性
生年月日	大・昭・平	年 月 日
活動内容		
PR (所有する資格や経験ホームページなど)		
対象 (年代、人数等)		
指導可能な時間帯		
費用	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 実費 ( ) <input type="checkbox"/> 講師謝礼 ( )	
備考 (その他特記事項)		

### 学習プログラムの一例

学習テーマ	学習の内容	所要時間・持ち物・費用等

## 様式第2号 (第10条関係)

(あて先)

年 月 日

合志市長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

## 合志市人材(財)バンク利用申込書

以下のとおり合志市人材(財)バンクを利用したいので、合志市人材(財)バンク設置要綱第10条の規定により利用を申し込みます。登録者への調整をお願いします。なお、利用に伴う連絡や打合せ、交渉等は、利用者が責任をもって行います。

団体名又は 個人名			会員数	人
ふりがな		生年月日 (年齢)	大・昭・平	年
代表者 氏名		性別	月 日生 ( 歳)	
代表者 住所		連絡先	男性 ・ 女性	
		F A X		
メールアドレス				
活動内容 (学習内容)			参加予定	男性 人 女性 人
			参加者年代	
実施予定場所				
実施予定日時	第一案	第二案	第三案	
	年 月 日 時 分~ 時 分	年 月 日 時 分~ 時 分	年 月 日 時 分~ 時 分	
希望講師名	第一希望	第二希望	第三希望	
備考				

※記入不要

受付日	処理日	受付者	処理番号
年 月 日	年 月 日		

## 様式第3号 (第10条関係)

(あて先)

年 月 日

合志市長

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連絡先 \_\_\_\_\_

## 合志市人材(財)バンク利用報告書

以下のとおり合志市人材(財)バンクを利用しましたので、合志市人材(財)バンク設置要綱第10条の規定により報告いたします。

団体名又は 個人名		活動内容	
講師名		参加者数	男性 人 女性 人
実施場所		実施日時	
指導内容			
感想			
	※この学習会で学んだことが、今後活かされると思いますか。 (はい 人 いいえ 人 分からない 人)		

※記入不要

受付日	処理日	受付者	処理番号
年 月 日	年 月 日		